

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します



高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、女性の人権問題解消に向け、電話相談の強化週間を実施します。期間中は、土・日曜日にも相談をお受けします。また、平日は時間を延長し、午後7時まで相談をお受けします。

- ・実施期間：令和6年11月13日(水)～令和6年11月19日(火)
- ・時間：午前8時30分から午後7時まで  
ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで
- ・電話番号：0570(070)810（全国共通ナビダイヤル）  
※電話は高知地方法務局人権擁護課へつながります（土・日は高松法務局人権擁護部）。  
※一部のIP電話からは御利用できない場合があります。
- ・取扱内容：ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、離婚問題、暮らしの悩みごとなど女性をめぐる人権問題 ※相談は無料、秘密は厳守いたします。

### 『女性の人権ホットライン』

DVを始めとする女性に対する暴力、各種ハラスメント、ストーカー行為等、女性をめぐる様々な人権問題について、専門に扱う「女性の人権ホットライン」を全国の法務局・地方法務局の本局に設置して、女性の人権問題をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談を受け付けています。